

○長浜市公益通報及び不当要求行為等の対策に関する条例

平成19年9月25日条例第22号

改正

平成21年9月19日条例第33号

令和4年3月29日条例第10号

長浜市公益通報及び不当要求行為等の対策に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 公益通報（第6条—第17条）
- 第3章 外部公益通報（第18条—第26条）
- 第4章 特定要求行為（第27条—第32条）
- 第5章 不当要求行為（第33条—第35条）
- 第6章 その他（第36条・第37条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、公益通報及び外部公益通報に対する適切な処理並びに特定要求行為及び不当要求行為に対する組織的な対応に関し必要な事項を定めることにより、市及び事業者の法令遵守を推進するとともに、市政の円滑かつ公正な遂行を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員（次号オにおいて「一般職の職員」という。）及び同条第3項第3号に規定する特別職に属する市の職員をいう。
- （2） 職員等 職員及び次に掲げる者をいう。
 - ア 市が資本金、出資金その他これに準じるものを出資する団体及び市の外郭団体の役員（法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法律及び法律に基づく命令の規定に基づき法人の経営に従事している者（会計監査人を除く。）をいう。以下同じ。）及び職員
 - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者で、市を役務の提供先とするもの
 - ウ 市と請負契約その他の契約を締結している事業等に従事する労働者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務に従事する労働者
 - オ 第6条第1項の規定に基づく公益通報の日前1年以内に一般職の職員又はアからエまでのいずれかの者（アに規定する役員を除く。）であった者
- （3） 任命権者 地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者をいう。
- （4） 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、規則（規程を含む。）及び訓令をいう。
- （5） 公益通報 職員等が、法令違反行為等（市政執行上において法令違反行為又は人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与えるおそれのある行為。以下同じ。）が生じ、

又はまさに生じようとしていると思慮する場合に、不正の防止のため市があらかじめ定めた窓口に対して行う通報をいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的で行う通報を除く。

(6) 公益通報者 公益通報をした職員等をいう。

(7) 外部公益通報 職員等以外の者であつて、アからエまでのいずれかに該当するもの（以下、「外部の労働者等」という。）が、当該アからエまでに定める事業者（以下「役務提供先」という。）又は当該役務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者について、通報対象事実（公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第2条第3項に規定する通報対象事実をいう。以下同じ。）が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当る行為をいう。以下同じ。）又は勧告等（勧告その他処分に当らない行為をいう。以下同じ。）をする権限を有する市の機関に通報することをいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で行う通報を除く。

ア 労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。以下同じ。）又は労働者であつた者 当該労働者又は労働者であつた者を自ら使用し、又は当該通報の日前1年以内に自ら使用していた事業者（次のイに定める事業者を除く。）

イ 派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）又は派遣労働者であつた者 当該派遣労働者又は派遣労働者であつた者に係る労働者派遣（同条第1号に規定する労働者派遣をいう。）の役務の提供を受け、又は当該通報の日前1年以内に受けていた事業者

ウ ア及びイに定める事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行い、又は行っていた場合において、当該事業に従事し、又は当該通報の日前1年以内に従事していた労働者若しくは労働者であつた者又は派遣労働者若しくは派遣労働者であつた者 当該他の事業者

エ 役員 次に掲げる事業者

(ア) 当該役員に職務を行わせる事業者

(イ) (ア)に掲げる事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う場合において、当該役員が当該事業に従事するときにおける当該他の事業者

(8) 外部公益通報者 外部公益通報をした外部の労働者等をいう。

(9) 特定要求行為 次に掲げるものをいう。ただし、公式又は公開の場で行われたもの及び陳情書、要望書等の書面により行われたものを除く。

ア 市が行う許可又は認可、契約、職員の採用、人事異動等に関し、特定の者に対して有利又は不利益な取扱いを求めること。

イ 職務上特定の者に対し、義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨げること。

ウ 執行すべき職務を執行しないよう、又は所定の期限までに執行しないよう求めること。

エ 職務上知り得た情報を漏えいさせようとする事。

オ 公務員としての職務に関する倫理に反する行為を求めること。

カ 法令により与えられた権限の行使に当たり、公正中立な執行を妨げる事。

(10) 不当要求行為 特定要求行為のうち、暴力的行為、威圧的言動、脅迫等を伴うもの及び次に掲げるものをいう。

- ア 正当な理由がなく面会を強要する行為
- イ 粗野又は乱暴な言動により、職員に不安を抱かせる行為
- ウ 正当な権利行使を装い、又は団体の威力を示す等社会常識を逸脱した手段により、機関紙、図書等の購入を要求する行為又は金銭若しくは権利を不当に要求する行為
- エ 前各号に掲げるもののほか、庁舎等の公共施設の保全及び秩序の維持並びに公務の執行に支障を生じさせる行為

(職員の責務)

第3条 職員は、市民全体の奉仕者であることを深く自覚し、正当な理由なく一部に対して有利又は不利な取扱い等不当な扱いをしてはならず、常に市民の立場に立って、公正に職務を遂行しなければならない。

- 2 職員は、自らの行動が市全体の信用に影響を及ぼすことを常に認識し、公私の別を明らかにするとともに、その職務や地位を私的な利益のために用いてはならない。
- 3 職員は、職務の遂行に当たっては、法令を遵守し、不当な要求等に対してはこれを拒否する等毅然として対応しなければならない。
- 4 管理監督の立場にある職員は、その職務の重要性を自覚し、部下職員の公正な職務の執行の確保に努め、その行動について適切に指導監督しなければならない。

(市長等の責務)

第4条 市長及び他の任命権者（以下「市長等」という。）は、法令遵守の推進及び倫理の保持のため、職員に対する研修を実施するとともに市政の適正な運営を妨げる行為に適切な対応ができる体制の整備、公益通報者等の保護等この条例の目的を達成するために必要な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第5条 何人も、職員に対し、公正な職務の執行を損なうおそれのある行為をしてはならない。

第2章 公益通報

(公益通報)

第6条 職員等は、職務上の行為又は市の行政運営に関し、法令違反行為等があると思慮し、通報の必要があると認めたときは、公益通報をすることができる。

- 2 職員等は、客観的かつ具体的な根拠に基づき、誠実に通報を行い、他人の正当な利益又は公共の利益を害することのないよう努めなければならない。

(通報窓口の設置)

第7条 公益通報の受付等を行うため、通報窓口を設置する。

(事務従事者の義務)

第8条 公益通報の処理に従事する職員又は従事していた職員は、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 公益通報の処理に従事する職員は、自らが関係する公益通報の処理に関与してはならない。

(公益通報委員会)

第9条 公益通報に係る事案を適切に処理するため、長浜市公益通報委員会（以下「公益通報委員会」という。）を設置する。

- 2 公益通報委員会は、公益通報の受理又は不受理の判断、調査及び審議並びに報告に関する事務を所掌する。

(通報に関する相談)

第10条 職員等は、法令違反行為等に関する相談をすることができる。この場合において、通報窓口が相談窓口を兼ねるものとする。

(通報の受理)

第11条 通報窓口は、公益通報を受け付けたときは、当該公益通報の内容を整理し、公益通報委員会に報告しなければならない。

2 公益通報委員会は、前項の報告を受けたときは、直ちにその概要及び当該公益通報に係る受理又は不受理の判断について、市長に報告しなければならない。

3 市長は、公益通報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公益通報を受理しないことができる。

(1) 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正な目的であることが明らかな場合

(2) 法令違反行為等に該当しないことが明らかな場合

(3) 公益通報の内容が極めて不明確であり、公益通報者に説明を求めても内容の把握ができない場合

4 市長は、公益通報者に公益通報の受理又は不受理の決定及び不受理とした場合はその理由を遅滞なく通知しなければならない。ただし、匿名による公益通報者及び通知を希望しない公益通報者に対しては、この限りでない。

(調査の実施)

第12条 公益通報委員会は、必要があると認めるときは、法令違反行為等について調査するものとする。

2 市長は、公益通報者に、調査を行うときはその旨及び着手の時期を、調査を行わないときはその旨及び理由を、前条第4項に規定する通知と併せて通知するものとする。

3 市長は、調査が終了したときは、公益通報者に当該調査結果の内容を遅滞なく通知するものとする。ただし、匿名による公益通報者及び通知を希望しない公益通報者に対しては、この限りでない。

(是正措置等)

第13条 市長等は、公益通報委員会の調査及び審議の結果、法令違反行為等の事実が明らかになったときは、速やかに是正措置及び再発防止策（以下「是正措置等」という。）を講じるとともに、必要があると認めるときは、関係者の懲戒処分その他適切な措置をとるものとする。

2 市長は、是正措置等を講じたときは、公益通報者に当該是正措置等の内容を遅滞なく通知するものとする。ただし、匿名による公益通報者及び通知を希望しない公益通報者に対しては、この限りでない。

(実効性の確保)

第14条 市長等は、公益通報に係る事案の処理終了後適切な時期に、是正措置等が十分に機能していることを確認し、必要があると認めるときは、新たな是正措置その他改善措置を講じるよう努めなければならない。

(通報者等の保護)

第15条 公益通報者又は公益通報に係る相談をした職員等（以下「公益通報者等」という。）は、公益通報又は公益通報に係る相談（以下「通報又は相談」という。）をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けない。

2 通報又は相談をしたことによって不利益な取り扱いを受けた公益通報者等は、公益通報委員会

にその旨を申し出ることができる。この場合において、公益通報者等が通報又は相談を行った後に受けた不利益な取扱いが、特段の理由のない限り、当該通報又は相談をしたことを理由となされたものと推定する。

3 市長等は、公益通報者等に対し通報又は相談をしたことを理由として不利益な取扱いをした者に対し、懲戒処分その他適切な措置をとらなければならない。この場合において、正当な理由がなく、通報又は相談に関する秘密を漏らした者についても同様とする。

4 市長等は、公益通報者等に対し通報又は相談をしたことを理由として不利益な取扱いが行われていないかを適宜確認するなど、公益通報者等の保護に係る適切な措置を講じなければならない。
(標準処理期間)

第16条 市長等は、規則で定める標準処理期間内に、公益通報を処理するよう努めるものとする。
(協力義務)

第17条 職員等は、正当な理由がある場合を除き、公益通報に関する調査等に誠実に協力しなければならない。

2 市長等及び職員等は、公益通報に係る事案の処理に関し、他の行政機関その他公的機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力をしなければならない。

第3章 外部公益通報

(外部公益通報)

第18条 外部の労働者等は、通報対象事実があると思慮し、通報の必要があると認めたときは、外部公益通報をすることができる。

(外部通報窓口の設置)

第19条 外部公益通報の受付等を行うため、外部通報窓口を設置する。

(事務従事者の義務)

第20条 外部公益通報の処理に従事する職員又は従事していた職員は、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 外部公益通報の処理に従事する職員は、自らが関係する外部公益通報の処理に関与してはならない。

(通報の受理)

第21条 市長は、外部公益通報が権限を有する事務に該当すると認めるときは、当該外部公益通報を受理するものとする。

2 市長は、外部公益通報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該外部公益通報を受理しないものとする。

(1) 通報対象事実について、市の機関が処分又は勧告等をする権限を有しないとき。

(2) 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると認められる相当な理由がないとき。

(3) 外部公益通報の内容が具体性を伴わず、明らかでないとき。

(4) 外部公益通報の内容が虚偽であることが明らかなきとき。

(5) 外部公益通報の内容が単なる伝聞に基づくものであるなど、その内容について確認することが困難であるとき。

3 市長は、外部公益通報者に外部公益通報の受理又は不受理について遅滞なく通知しなければならない。ただし、匿名による外部公益通報者及び通知を希望しない外部公益通報者に対しては、この限りでない。

(調査の実施)

第22条 市長は、必要があると認めるときは、通報対象事実について調査するものとする。

2 市長は、調査が終了したときは、外部公益通報者に当該調査結果の内容を遅滞なく通知するものとする。ただし、匿名による外部公益通報者及び通知を希望しない外部公益通報者に対しては、この限りでない。

(措置等)

第23条 市長は、通報対象事実が明らかになったときは、速やかに法令に基づく処分その他必要な措置（以下「措置等」という。）を講じるものとする。

2 市長は、措置等を講じたときは、外部公益通報者に当該措置等の内容を遅滞なく通知するものとする。ただし、匿名による外部公益通報者及び通知を希望しない外部公益通報者に対しては、この限りでない。

(教示)

第24条 市長は、通報対象事実に係る処分又は勧告等を行う権限が他の行政機関に属することが明らかとなるときは、外部公益通報者に当該行政機関を教示しなければならない。この場合において、法執行上の支障がない範囲において、当該外部公益通報に係る資料を提供するものとする。

(標準処理期間)

第25条 市長は、規則で定める標準処理期間内に、外部公益通報を処理するよう努めるものとする。

(協力義務)

第26条 市は、外部公益通報に係る事案の処理に関し、他の行政機関その他公的機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力をしなければならない。

第4章 特定要求行為

(対策会議)

第27条 特定要求行為及び不当要求行為（以下「不当要求行為等」という。）への組織的かつ適切な対応を図るため、長浜市不当要求行為等対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(対策会議の所掌事務)

第28条 対策会議の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 不当要求行為等に関する情報交換及び連絡調整
- (2) 不当要求行為等の防止及び対策に係る関係機関との協議
- (3) 不当要求行為等に関する対応方針及び事後措置の検討
- (4) 不当要求行為等に対する対策を講じること。
- (5) その他対策会議が必要と認める事項

(記録及び報告)

第29条 職員は、特定要求行為があったときは、規則で定めるところにより、速やかにこれを記録し、所属長を経由して所属部長に報告するものとする。

2 所属部長は、前項の報告を受けたときは、対応方針を協議するとともに、特定要求行為の概要及び協議結果を対策会議の委員長に報告するものとする。

(対策会議の開催)

第30条 対策会議の委員長は、前条第2項の報告を受け必要と認めたときは、対策会議を招集し、対応方針及び事後措置の検討等を行うものとする。

(対応措置)

第31条 所属長は、対応方針が決定されたときは、特定要求行為を行った者に当該対応方針を回答

するとともに、対応結果を記録し、所属部長に報告するものとする。

- 2 所属部長は、前項の報告を受けたときは、対策会議の委員長に報告し、対策会議の委員長は、特に重要な案件については市長に報告するものとする。

(職員への配慮)

第32条 市長等は、職員がその正当な職務行為に起因して、特定要求行為を行った者から個人として不当な権利の侵害を受けることがないように必要な配慮をするとともに、当該職員の公正な職務執行を確保するため、必要な援助、保護等の措置を講じるものとする。

第5章 不当要求行為

(不当要求行為への準用)

第33条 第29条、第30条及び第32条の規定は、不当要求行為について準用する。

(対応措置)

第34条 所属長は、職員が不当要求行為を受けたときは、当該不当要求行為の対象となった職員及び関係職員と連携してその対応に当たるものとする。

- 2 対策会議の委員長は、第33条において準用する第30条に規定する対策会議の検討等の結果を、市長に報告するものとする。
- 3 所属長は、対応方針が決定されたときは、不当要求行為の対象となった職員及び関係職員と連携し、当該対応方針に基づき必要な措置を講じるとともに、対応結果を記録し、所属部長に報告するものとする。
- 4 所属部長は、前項の報告を受けたときは、対策会議の委員長に報告し、対策会議の委員長は、市長に報告するものとする。
- 5 所属長は、第1項及び第3項の場合において、職員その他の者に切迫した危険があると認めたときは、直ちに警察署への緊急通報その他必要な措置を講じるものとする。

(警告等)

第35条 市長は、前条第4項の報告を受けた場合、必要があると認めるときは、不当要求行為を行った者に対して文書で警告を行うものとする。

- 2 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、不当要求行為を行った者の氏名、警告の内容その他の事項について公表することができる。

第6章 その他

(処理状況の公表)

第36条 市長は、公益通報、外部公益通報及び不当要求行為等の件数、主な内容、市の対応等について、毎年度公表しなければならない。

- 2 市長は、個別の事案について、必要があると認めるときは、適宜公表することができる。

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

(6町編入に伴う経過措置)

- 2 虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町及び西浅井町の編入の日の前日において虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町又は西浅井町（以下「編入した町」という。）の職員であった者で、引き続き長浜市職員となったものは、当該編入した町の職員であったときにおいて、職

務上の行為又は当該編入した町の行政運営に関し、法令違反行為等があったと思慮し、通報の必要があると認めるときは、この条例の規定により公益通報をすることができる。

- 3 前項の規定による公益通報をした職員については、第2条第2号に規定する職員等とみなす。

附 則（平成21年9月19日条例第33号）

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日条例第10号）

この条例は、令和4年6月1日から施行する。